

官報

号外 昭和二十四年四月十日

第五回 衆議院會議錄第十五号

昭和二十四年四月九日(土曜日)

議事日程 第十三号

午後一時開議

第一 通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

第三 専賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三 専賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案(内閣提出)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

松本治一郎君追放に関する緊急質問(田中織之進君提出)

國稅徵收方法に関する緊急質問(中西伊之助君提出)

民間企業における賃金不拂に関する緊急質問(前田種男君提出)

賃金未拂問題に関する緊急質問(春日正一君提出)

午後一時十七分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

第一 通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

第三 専賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、日程第二、公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案、日程第三、専賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大藏委員長川野芳滿君。

通信事業特別会計法の一部を改正する法律案
通信事業特別会計法の一部を改正する法律

通信事業特別会計法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
附則第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 昭和二十四年度に限り、この會計を郵政勘定及び電氣通信勘定に区分する。

郵政勘定においては、第一條第二項に規定する郵便、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の事業、簡易生命保険及び郵便年金の取扱に関する業務、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務、收入印紙及び取引高税印紙の賣さばきに関する事務並びにこれらの附帶業務について、電氣通信勘定においては、同項に規定する電信及び電話の事業、電氣試験所において行ふ試験及び研究並びにこれらの附帶業務について、経理を行う。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度の予算から適用する。

通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案
公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律

(通則)
第一條 法令による公園、復興金融、庶民金融、船舶運管、持株会社整理委員会、閉鎖機關整理委員会及び証券処理調整協議会(以下「公園等」という。)の予算及び決算に関するは、この法律、この法律に基く政令若しくは省令又は公園等に関する法令に定める場合を除くの外、國の予算及び決算の作成、提出又は議決に關し適用される法令の規定の例による。

(事業年度)
第二條 公園等の事業年度は、他の法令の規定にかかわらず、年一同とし、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

第三條 公園等の予算は、公園等において作成し、これに、政令の定めるところにより、当該年度の事業計画又は資金計画に関する書類、前年度の損益計算書、貸借対照表又は財産目録等を添え、主務大臣を経由して大藏大臣に提出しなければならない。

(予算の作成及び提出)
第三條 公園等の予算は、公園等において作成し、これに、政令の定めるところにより、当該年度の損益計算書、貸借対照表又は財産目録等を添え、主務大臣を経由して大藏大臣に提出しなければならない。

第四條 公園等の予算は、これを款及び項に区分する。

第五條 公園等は、予算が國會の議決を経たときは、國會の議決したところに従い、項を目及び節に区分し、その予算を主務大臣を経由して大藏大臣に提出し、その区分の承認を経なければならない。

第六條 公園等は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに、政令の定めるところにより、当該年度の損益計算書、貸借対照表又は財産目録等を添え、主務大臣を経由して大藏大臣に提出しなければならない。

第七條 公園等は、前條第二項の規定により公園等の決算報告書の送付を受けたときは、これに前條第一項の書類を添え、會計検査院に送付しなければならない。

書類を添附するものとする。
5 予算の作成及び提出の手續については、大藏大臣が定める。
(予算の形式及び内容)

第四條 公園等の予算は、これを款及び項に区分する。
2 前項に規定するものの外、公園等の予算の形式及び内容については、大藏大臣が、主務大臣にはかつて定める。

(目的の区分)
第五條 公園等は、予算が國會の議決を経たときは、國會の議決したところに従い、項を目及び節に区分し、その予算を主務大臣を経由して大藏大臣に提出し、その区分の承認を経なければならない。

第六條 公園等は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに、政令の定めるところにより、当該年度の損益計算書、貸借対照表又は財産目録等を添え、主務大臣を経由して大藏大臣に提出しなければならない。

第七條 公園等は、前條第二項の規定により公園等の決算報告書の送付を受けたときは、これに前條第一項の書類を添え、會計検査院に送付しなければならない。

第八條 内閣は、會計検査院の検査

を經た公團等の決算報告書に第六條第一項の書類を添え、國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(予算の執行)

第九條 公團等は、予算については、各項に定める目的の外に使用してはならない。

第十條 公團等は、予算に定める各項の経費の金額を彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大藏大臣の承認を経る移用することができる。

2 公團等は、大藏大臣の指定する各目又は節の経費の金額については、大藏大臣の承認を経なければ目的間又は節の間において彼此流用することができない。

3 公團等は、前二項の規定により移用又は流用の承認を経ようとするときは、主務大臣を經由しなければならない。

4 公團等は、第二項の規定により大藏大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については、公團等限り、当該目又は節相互の間において彼此流用することができる。

5 大藏大臣は、第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(会計検査院の検査)

第十一條 公團等の会計については、会計検査院が検査する。

附則

この法律は、公布の日から施行し、公團等の昭和二十四年度分の予算から適用する。

公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

第一條 政府は、專賣局特別会計及び國有鉄道事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該會計の予算に、それぞれ日本專賣公社及び日本國有鉄道が設立された場合に日本專賣公社及び日本國有鉄道の予算となすべきものをも含めて作成し、國會に提出することができる。

2 前項の規定に基いて成立した專賣局特別会計及び國有鉄道事業特別会計の予算並びに当該會計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるもののうち日本專賣公社及び日本國有鉄道の設立の日の前日までに執行されなかつたものは、それぞれ日本專賣公社及び日本國有鉄道の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

第二條 政府は、通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該會計の予算に当該會計が郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に分離された場合に郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の予算となすべきものを

も含めて作成し、國會に提出することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の專賣局特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の專賣局特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

2 前項の規定に基いて成立した專賣局特別会計及び國有鉄道事業特別会計の予算並びに当該會計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるもののうち日本專賣公社及び日本國有鉄道の設立の日の前日までに執行されなかつたものは、それぞれ日本專賣公社及び日本國有鉄道の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

第二條 政府は、通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該會計の予算に当該會計が郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に分離された場合に郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の予算となすべきものを

も含めて作成し、國會に提出することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の專賣局特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の專賣局特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

2 前項の規定に基いて成立した專賣局特別会計及び國有鉄道事業特別会計の予算並びに当該會計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるもののうち日本專賣公社及び日本國有鉄道の設立の日の前日までに執行されなかつたものは、それぞれ日本專賣公社及び日本國有鉄道の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

第二條 政府は、通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該會計の予算に当該會計が郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に分離された場合に郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の予算となすべきものを

も含めて作成し、國會に提出することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の專賣局特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律案

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の專賣局特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

2 前項の規定に基いて成立した專賣局特別会計及び國有鉄道事業特別会計の予算並びに当該會計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるもののうち日本專賣公社及び日本國有鉄道の設立の日の前日までに執行されなかつたものは、それぞれ日本專賣公社及び日本國有鉄道の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

第二條 政府は、通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該會計の予算に当該會計が郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に分離された場合に郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の予算となすべきものを

も含めて作成し、國會に提出することができる。

すなわち第一点は、日本専賣公社及び日本國有鐵道の設備に伴い、專賣局及び國有鐵道事業の各特別会計はこれを廢止し、また通信事業特別会計はこれを廢止し、また通信事業特別会計及び電氣通信事業特別会計を設置するにあたりましては、昭和二十四年度予算は、專賣局、國有鐵道事業及び通信事業の各特別会計は四月、五月の二箇月分の予算を作成し、六月以降十箇月分は日本専賣公社、日本國有鐵道、郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計の各予算をそれと作成すべき性質のものであります。その予算の作成、提出及び実行の手續上の便宜から、專賣局、國有鐵道事業及び通信事業の各特別会計の昭和二十四年度予算と、六月から新設される日本専賣公社、日本國有鐵道、郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計の予算とをそれと一本として年間予算を作成し、國會に提出することができるとし、國に提出することとします。

第二点は、右によつて成立した專賣局、國有鐵道事業及び通信事業の各特別会計の昭和二十四年度予算及び各特別会計の昭和二十三年年度予算で、二十四年度に繰越し使用できるものについて、五月中に執行されなかつたものについては、そのまま當然それと新設される日本専賣公社、日本國有鐵道、郵政事業特別会計及び電氣通信事業特別会計の昭和二十四年度予算となることとし、河野政府委員より、郵政及び電氣通信兩勘定の施設共用及びその整理分担、繰入に關する説明、及び從來赤字を生じていた郵政勘定については、五月一日より平均四割五分の値上げをもつて收支の均衡を得せしめんとする計画であるとの説明があり、さらに同委員よりの公團その他の人員整理に關する質問について答弁があり、これをもつて質疑を終え、ただちに討論に入りました。

共產黨の河田委員より、通信事業特別会計の一部を改正する法律案については、その企圖する獨立採算制が大眾負担において行わんとする意味において反對である旨、また公團等の予算、決算の暫定措置については、さきの財政法改正における同じく、大蔵大臣に権限を集中し、官僚機構を強化するがゆゑに反對である旨、及び二十四年度予算の特例については、同じく獨立採算制のもとに、従業員の苛酷な労働をせしめるものなるがゆゑに反對であるとの意見が開陳されました。次に、民主自由黨の宮澤委員は賛成の意見を述べられました。続いて右三案を採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもつて原案の通り可決されました。

右、御報告申し上げます。
○議長（幣原喜重郎君） 別に御發言がなければ、三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、地方財政法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長（幣原喜重郎君） 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。
地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中島守利君。

地方財政法の一部を改正する法律案
地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。第三十七條中「三月三十一日」を「六月三十日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

地方財政法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。
昭和二十四年四月一日
參議院議長 松平 恒雄
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔中島守利君登壇〕
○中島守利君 たいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政法の規定により整備することを必要とされております。國費、地方費の負担区分に關する法令の規定を整備する期限を本年六月三十日まで三箇月間延長しようとする内容を内容とするものであります。御承知のごとく、地方財政法は第二回國會において制定せられ、いわゆる國費、地方費の負担の区分にきまつて原則的規定を設け、地方財政の安固を期した法律であります。同法第十條におきまして、國と地方公共團體とが相互に負担する経費について、その種目、算定基準及び國と地方公共團體とが負担すべき割合は法律または政令でこれを規定すべきことを定めていたのであります。しかしながら、その規定の円滑な運営と法令の規定を整備するためには技術的に相当の時日を要することを考慮いたしまして、同法附則第三十七條において、從來現実に國と地方公共團體が相互に経費を負担し合つて來たもので、その負担割合等が法律または政令に規定されていないものにつきましては、暫定的に本年三月三十一日までは從來通りとし、同日までに

それぞれ關係法令を整備すべきこととされておりました。右期日までに關係法令の整備を期して参つたのであります。御承知のごとく予算編成に意外の日時を費す等の事情が生じたため、その期限をとりあえず本年六月三十日まで延期して万遺憾なきを期したいというのが、本法律案に対する政府説明の要旨であります。

本法律案は、去る四月一日予備審査のため本委員会に付託となり、さらに同日本付託となりましたので、四月六日委員会を開いて政府より説明を聴取した後、同日及び四月九日の二回の委員会におきまして、政府當局と委員との間に二、三熱心な質疑應答を行ひ、続いて討論採決の結果、全会一致でこれを可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。
○議長（幣原喜重郎君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

松本治一郎君追放に關する緊急質問（田中織之進君提出）
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、田中織之進君提出、松本治一郎君追放に關する緊急質問、中西伊之助君提出、國稅徵收方法に關する緊急質問、前田種男君提出、民間企業における賃金不拂に關する緊急質問及び春日正一君提出、賃金未拂問題に關する緊急質問

それぞれ關係法令を整備すべきこととされておりました。右期日までに關係法令の整備を期して参つたのであります。御承知のごとく予算編成に意外の日時を費す等の事情が生じたため、その期限をとりあえず本年六月三十日まで延期して万遺憾なきを期したいというのが、本法律案に対する政府説明の要旨であります。

本法律案は、去る四月一日予備審査のため本委員会に付託となり、さらに同日本付託となりましたので、四月六日委員会を開いて政府より説明を聴取した後、同日及び四月九日の二回の委員会におきまして、政府當局と委員との間に二、三熱心な質疑應答を行ひ、続いて討論採決の結果、全会一致でこれを可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。
○議長（幣原喜重郎君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

を逐次許可されんことを望みます。

○議長(幣原重吉郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原重吉郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

松本治一郎君追放に関する緊急質問を許可いたします。田中君の進言。

〔田中君の進言〕

○田中君の進言 私は、日本社会党を代表いたしまして、去る一月二十五日突如公職追放の通知を受け、三十日の猶予期間を経過いたしました。去る二月二十四日追放が確定いたしました。わが日本社会党の常任顧問でありました前参議院議長松本治一郎氏の追放問題に關しまして、吉田総理並びに植田法務総裁その他の関係閣僚に對し緊急質問を行わんとするものであります。

この問題は、すでに三月二十六日参議院において取上げられております。しかしながら、参議院における林副総理並びに植田法務総裁の御答弁は事実と著しく相違をいたしておるのであります。そののみならず、この松本氏の問題を含めたところの、こうした不当なる追放者に対する救済のための訴願委員会がすでに発足いたしました。今やその活動を強力に進めようとしておるやきであります。なお本日の新聞紙を拜見いたしますと、雑誌「真相」に載せられたところの追放問題に關連いたしまして、民自党の多数の國會議員諸君から、この雑誌の編集者に対しては名譽毀損の告訴がなされるということが報道されております。いづれにいたしましても、この公職追放問題は

きわめて嚴重に取扱われなければならぬ問題でありますから、私は、松本氏の問題に現れたきわめて不明朗なる事実をこの際明確にすることにによりまして、訴願委員会の公正なる活動を促進するために、あえてこの質問を行わんとするものでありますから、何とぞ御清聴を願いたいのであります。(拍手)

質問の第一点は、今回松本治一郎氏並びに一月二十四日当選が決定したとたん追放を発表せられました議員たり得る資格を失いました田中松月君等の追放問題に對して、政府のとつた処置がきわめて不明朗であり、われわれの納得の行かない点が多々あるのでありますから、この際松本氏等の追放の理由並びに解釋について、政府から率直なる答弁を本議場を通じて行つていただきたいということでありまして、この問題は、あえて松本治一郎氏個人の問題ではなく、私は、これは實に日本國憲法によつて保障されたところの基本的人權と民主主義を守るところの重大なる意義があると信じます。ゆゑに、政府は率直にこの点について明らかにしていただきたいと思いますのであります。

政府が今日までに発表いたしました松本治一郎氏らの追放の理由は、昭和二十三年八月十四日、大日本興亜同盟に加盟していた大和報國運動本部が昭和二十一年勅令第百一十号の規定に該当する解散団体として指定されたので、その団体の役員であつた松本治一郎氏らを一時的公職から追放するといふのであります。私は、こゝでまず追放の理由となつております大和報國運動本部といふものがどういふものである

り、それが松本治一郎氏並びに彼の關係におつた全國水平社とどういふ關係にあつたかといふことを、一應明らかにしておきたいと思ひます。

御承知のように水平社運動といふものは、いわゆる封建的身分制に基くところの特殊部落の民衆が自覺いたしまして團結し、封建的身分制度の残存せる束縛からみずから解放しようとするところの民主主義運動であつて、大正十一年に組織されて以來、常に高いヒューマニズムを指導精神として、身分的偏見による人權の冒瀆に對しまして抗議し、人權擁護のために闘つて來た運動でありまして、松本氏はこの運動の最高の指導者であつたのであります。

ところが、この水平社運動の當時におきまして、これに對立するところの反動的な特殊な部落解放運動が行われたのであります。これがすなわち政府の御用団体であります中央融和事業協會でありまして、その経費はすべて國庫補助によつてまかなわれ、部落改善施設あるいは融和教育といふやうなものを行つて來たのであります。この中央融和事業協會の會長が、先般戦争犯罪者として処刑せられましたところの平沼騷一郎氏であつたのであります。

ところが、侵略戦争が始まりまして全國一致が叫ばれ、大政翼賛會が発足いたしました。アツシヨ的な新体制の運動に基いて國家再編成が行われた昭和十五年當時におきまして、この全國水平社と中央融和事業協會の二つを統一して新しく大和報國運動を起し、大政翼賛運動に参加せしめようといふ計画がなされたのであります。そのころ、あらゆる民主團體は軍閥官僚政府によ

つて彈壓せられ、次から次へと解散を命ぜられたのであります。

こうしたアツシヨ的な風潮に抗しかねて、全國水平社の内部からも組織を解散しようといふ動きが起つたことも事実であります。また、時に松本氏の親戚縁者等の側近の人たちは、彼の身に加わる危険を感じて、しばしば轉向を進めたのでありますけれども、松本氏は、差別問題が解決されない以上全國水平社を解消すべきではないといふことで、最後までこの水平社運動を續けて参つたことが明らかになつておるのであります。

ところが、こうした風潮の中にも、昭和十五年十一月三日に大和報國運動本部といふものが発足したのであります。しかし、當時の記録においても明らかによに、松本氏はこれには参画をしておらなかつたのであります。この間の事情については、大和報國運動本部の常任理事であつたところの山本政夫君が昨年九月に法務総裁にあてて出したところの証言書においてこのよに述べておることによつても明らかであります。

大和報國運動は昭和十五年十一月発足した。ところが、それまで協議會に出席しておつた中央融和事業協會代表の常務理事菊山嘉男氏——この人は現在なお生きておられますが、いよくこの運動が発足したときに不参加の態度を明らかにしたのであります。その理由は、平沼氏自身の思想性格等よりして全國水平社と同一行動をとることを好まなかつたといふ点にあると思はれた。その反面、松本氏は、中央融和事業協會が参加せぬ運動は眞の戰線統一にはならない、無意味であるといふ

ことで、理事の一員に推されたにもかかわらず、何ら熱意をもつてこれを支持し指導しようとしなかつたといふことを、その証言において述べておるのであります。

ところが法務廳は、大和報國運動本部から発行いたしましたパンフレットの中に、理事として松本治一郎氏の名前があるといふこの一点から、松本氏を公職追放に指定したと思はれるのであります。私が今読み上げました山本政夫君の証言書の中にもありますように、松本氏は大和報國運動の理事に就任することを承諾した事実がないといふことが明らかにされておると思ひます。このことは、松本治一郎氏の側近にありましたところの、全國水平社の常任中央委員で、大和報國運動の組織にこれまた關與しておつた井元林之君もこれまた同様の証言をしておるのであります。

さらに、松本氏がこの運動に反對であつたといふことの有力なる証拠は、昭和十六年五月五日に大阪の中島公會堂で開かれた会合におきまして、当日傍聴者として行つておりました松本氏が、大和報國運動の性格が明確になるや、特に発言を求めて、私は大和報國運動に反對であり、何の關係もない、大和報國運動は全國水平社を解散させるための陰謀である、その証拠には中央融和事業協會が参加を拒否しておるではないか、われわれはだまされてはならない、私は一人になつても全國水平社の旗のもとに闘うといふことを演説いたしまして、遂に大會は混亂に陥つたといふことが明らかになつておるのであります。このことは、當時の關係者の証言によつて明らか

かでもありますし、また当時京都で発行いたしておりました中外日報の昭和十六年六月二十六日あるいは八月二十八日の社説においても明らかに証明せられておるのであります。これらの事実から、私は松本氏が大和報國運動本部に無関係であつたということが証明せられると信ずるのであります。

事実また、大和報國運動本部が解散団体として指定された後におきまして、昨年の九月十二日ころに、当時の芦田内閣によつて、当の松本氏あるいは山本……

○議長(幣原重雄郎君) 田中君、時間が参りましたから結論をお急ぎください。

○田中織之進君(続) 松本氏等の証言に基きまして、一應松本氏は追放には該当しないという決定をしたということが、翌日の新聞紙に報道せられておるのであります。ところが、内閣がかかりまして、殖田さんが参議院で説明されておりますように、十二月の十日に閣内閣的には追放が確定したものが、一箇月余も経過した一月二十四日になつて、突如としてそれが発表せられたという事は、そこに何らかの別の意図がひそんでおつたのではないかという事をわれわれは疑うのであります。この点をまず明確にしたいと思ふのであります。

なお私がこの際明らかにしてもいいたいと思ふことは、大和報國運動本部を興亜同盟の加盟団体という理由で解散団体に指定したことに重大なる事実の誤謬があると思ふのであります。興亜同盟に加盟したのは大和報國運動本部ではなくて、大和報國會であると

いうことは、すでに時間的な経過によつて私は明確になつておると思ふのであります。従つて私は、このことについては、あるいは殖田法務総裁が、この問題は芦田内閣時代の決定事項であるとお答えになることと思ひますが、私は行政権は継続しておるという建前から、前内閣の決定事項であらうとも、かりにそれに重大なる誤謬があるという事であれば、現内閣において、訴願委員会の決定をまつまでもなく、これを取消すことが至当であると考へるのであります。この点の事実を明確にいたしまして、法務総裁はこれを取消す意思はないかどうかという点を伺つておきたいのであります。

この点に關して、林副総理の参議院における答弁におきまして、松本氏の追放は一應非該当と決定しておつたが、新しい事実が出たということとを答弁されておるのであります。私は、一應非該当と決定しておつたものが追放になる新しい事実が出ておつたといふに、したるならば、それをこの際に明確にしたいと思ふのであります。あなたの参議院における答弁の中に、そういう事実が記載されておりますので、私はその点をこの機会に明らかにしておいていただきたいと思います。

なお最後に私はもう一点明らかにしておきたいのは、松本氏の追放問題が起りましてからの閣議におきまして、樋貝國務大臣から「時間だよ」とと呼ぶ者あり(これは重大な問題です。北海道の全國水平社の……)

○議長(幣原重雄郎君) 田中君、再び御注意申し上げます。

○田中織之進君(続) 北海道のものとの

水平社の関係の刺客が二、三人上京した、一人一殺で関係内閣の閣僚をねらうという情報が入つたという事を、某閣僚が閣議の席上で報告せられたために、閣議が一瞬緊張したということとを、共同通信の親展情報が傳へておるといふことを、われわれは聞いておるのであります。北海道には、全國水平社の関係の支部の組織は全然ございません。しかもわれわれは、この松本氏の追放解除の問題のために、一切の民主團體があつて全國津々浦々で署名運動を行つておるのであります。支持を表明したいということを考へて進めておるのであります。が、全國水平社あるいは現在の部落解放委員会、そういう暴力團體であるかのごとく考へられておることは、松本氏の追放解除のために政府において骨を折つていただくとしても悪影響がありますので、私は、そうした事実があつたのかどうか、これは絶対にそういう点はないと確信するのであります。この点を明らかにしてもらいたいと思ふのであります。

今日民主主義の世の中とは言いがた、現実になおいまわしき差別事件が起つておるのであります。

○議長(幣原重雄郎君) もう交代の時間が参りましたから……

○田中織之進君(続) 私は、そういう重大なる段階に、ともすればこの追放問題になお封建的な差別觀念がひそんでおるのではないかというやうなことを疑われるやうな誤解を一掃する意味におきまして、この際政府当局は松本氏の追放解除のために今後いかなる

努力をされるかといふことをあわせて明らかにしていただくことにいたしました。國民のこうした疑惑、ことに部落の民衆に対する誤解を一掃するため、時間を超過いたしました。が、政府当局から懇切丁寧なる御答弁をこの席上において煩わしいと存するのであります。(拍手)

(國務大臣林義朗君登壇)

○國務大臣(林義朗君) 松本治一郎氏に對しますところの公職追放の措置は、決して不当であり、また不法のものではないのであります。法務廳におきまして、松本治一郎氏の追放の処置についてはきつめて慎重な態度をもつて臨みまして、十分に本人の弁解を聴取したはずであります。また松本氏が、訴願委員会において反証の事実を提出せられて、追放の解除を求められおるということが當然のことであらうと考へられるのであります。

なお新事実の問題であります。が、大和報國運動本部の解散という事実がありましたので、決して法務廳のとりました態度といふものは誤謬はないのであります。さう御了承願ひたいと思ひます。詳しいことは法務總裁の殖田君よりお話し申し上げます。

(國務大臣殖田俊吉君登壇)

○國務大臣(殖田俊吉君) 田中さんのお尋ねにお答えいたします。誤解を避けますために詳細にお答えをいたします。

松本治一郎君は、昭和十六年十月、大政翼賛會福岡縣支部の顧問に就任しておりました。また、同十七年四月十日施行された衆議院總選舉にあたりまして、大政翼賛會の推薦候補に推されて當選をしておるのであります。同年六

月一日には、衆議院議員として翼賛會に入会されております。次いでまた大日本政治會にも入会せられております。これらは資格審査調査の記録によつて明らかであります。

そういたしました、右の翼賛選舉に於いて大政翼賛會の推薦を受けた議員候補者であつた者は、當選したといふにかかわらず、當然昭和二十二年勅令第一号別表第一の規定に該當いたしました。覺書該當者として指定されるべきものであります。現実にこの基準の適用を受けて追放されたものは、當落のいかんにかかわらず、これら推薦候補者のほとんど全員に及びまして、その数は実に四百四十九名の多きに達しておるのであります。松本さんはその一人であります。しかるに、ひとり松本治一郎氏のみは、前記のやうないわゆる推薦を受けた事実があるにもかかわらず、覺書該當者としての指定をおられ、副議長の重職についておられたのであります。

本來勅令第一号は、その性質上ボツダム宣言の趣旨に照し、最も適正に施行されねばならないことは申すまでもないことであります。が、當時わが政府が松本治一郎氏に對して特にやうなる措置に出たのは、けだし次のやうな政治的考慮によつたものであらうと思はれるのであります。すなわち、松本治一郎氏が前記のやうな大政翼賛會の推薦候補者となつたことは、同氏の経歴上唯一の例外と認めらるべきものであつて、その例外を除けば、松本氏は多年にわたつてわが國社會運動の一翼であります部落解放運動に参画し、その有力なる指導者の一人として終始

社会正義のために活動されたものとみなされたからであります。松本治一郎君がかような経歴の持主であることを前提として同人を覚書該当者として追放するよりも、むしろあえて勅令第一号による覚書の該当者としての指定を中止し、同人をして引続き政治活動に従事させることが、終戦後のわが国民主化のため、はるかに好ましいものと考えられたからであらうと思ふのであります。

大政翼賛会の推薦を受けた議員候補者であつた者に対する勅令第一号の適用に關して、わが政府がかような政治的考慮を拂ふことがはたして適正な措置であつたかどうかについては、いささか検討を要する問題であります。しかし、松本治一郎君が稀有の例外として覚書の非該当者としての指定をされておつたという事は、少くとも同君の過去の経歴が前述のように民主的なものであつて、他に追放されるような事由がないといふことを前提とするものであつたのであります。もしこの前提が多量でなくつがえされるような場合におきましては、遺憾ながら、もはや松本君に對してこれ以上政治的考慮を加えて追放を免れしめる余地はないものといわねばならぬのであります。

しかるに、昨年八月に至りまして、大和報國運動本部なる團體が昭和二十一年勅令第一号第一條に該当するものといひまして解散を指定されたのであります。これは、たゞいまもお話がありました通り、芦田内閣の當時鈴木法務総裁の名においてこの指定を受けたのであります。ところが、意外にも松本治一郎君がこの國体の主要

役員として指導的活動をしておつたところの疑いが生じたので、慎重に調査をいたしました。その結果、以下申し上げますような結論に到達したのであります。つまり、昨年の八月に解散團體に指定されて、ただちに松本君の問題を調べて、昨年の十二月十一日に至りまして、松本君の追放を確定するほかにないという結論に達したのであります。その理由を申し上げます。

大和報國運動本部と申しますのは、昭和十五年十一月三日ごろ、いわゆる翼賛政治体制確立の一翼をいたしまして、大東亞新秩序の建設及び國防國家体制の完成といふことを目的に掲げまして、部落解放運動の有力團體である全國水平社その他の諸團體を統合して結成されたものであります。いわゆる大和一致の運動を通じて右目的を実現し、これによつて水平運動をも大いに發展せしめようと考えられたものであります。講演会の開催その他諸般の活動を展開いたしました。昭和十六年八月ごろ大和報國會という名前に変更されました。これは今田中君のお話の通りであります。

しかしながら、次いでこの報國會が大日本興亞同盟に参加するに至つたのであります。そのときに、大和報國會の名義をもつて参加してはおられませんが、大和報國運動本部なる名義をもつて参加をされておるのであります。しかも、この両方は、本部と申し、あつた同一のものであります。実は、まづうだけであります。そして、十六年十二月はんとする戦争が勃発するに及びまして、この報國運動本部も発

展的に解消するといふ意味でありました。翌年の三月に解散をいたしたものであります。つまり大和報國運動なるものは、部落解放運動を大和一致の運動として実践することによつてその目的の実現をはかつた、軍國主義的かつ超國家主義的な團體にはかならないという結論に達したのであります。これが、昨年の八月に鈴木法務総裁のもとにおきまして解散團體として指定されたゆゑんであります。その指定は決して違法でもなく不適当でもありません。まことに適當な措置であつたと考えるのであります。従つて、田中さんたゞいまお話のごとく、この指定を取消す意思はないかといふお尋ねに對しましては、取消す意思はないとお答えしなければなりません。

さらに申し上げますが、松本治一郎君は、陸軍中將島本正一及び山本政夫氏らの勧誘に應じまして、大和報國運動本部のその目的を承認されながら、同人らとともに、昭和十五年秋ごろ、東京における發起人會にも出席しておられます。さらに発足大會にも参加しておられます。そして、これらの結成に協力をしておるのであります。さらに、また、先ほどお話がありました十六年の五月には、大阪中之島公會堂における第一回全國推進員大會といふものがあつたのであります。その大會にも出席をしまして、講演をしておられるのであります。それを諷刺の講演である、反對の講演であるといふことを言われるのであります。当時、この記録によりますれば、これは激勵の講演であるといふ記録すらもあつたのであります。そのほか、全國協議員會等

にもたび／＼出席しておられます。こういふわけで、松本さんは主要なる役員となつておられるのであります。ただ松本氏御自身及びその他關係者の中には、その事実を今の田中さんと同じように否認をされて、その記録がない、あるいはそれが間違ひであるといふような弁解をされておるのであります。これをもつて反証といわれるのであります。その事実を否定するといふほどの値打があるとは思はれないのであります。ただ、松本氏が次第にその会内において消極的態度をとられたという事実はあるようであります。しかしながら、たゞ消極的態度をとられたにいたしましても、最初から消極的であつたわけでもなし、すでにこの團體が解散團體として指定されております以上は、その團體の経過の中でどのような態度をとられたにいたしましても、どうもこの團體のわくから逃れるわけには行かないと思ふのであります。

大和報國運動本部の關係者の中で、松本氏を初めといたしまして、島本正一、山本政夫、深川武、伊藤末尾、中村至道、田原春次、中西郷市、田中松月及び井元麟之の十氏は、いずれも勅令第一号の第五條の三、第一項に規定する役員たりし者に該当するのであります。当然これは第二項の規定によつて指定しなければなりません。勅令第一号による覚書該当者としての指定を受けたものとみなされるわけになるのであります。なかんずく松本治一郎氏に對しましては、同君が大和報國運動本部の理事であつたことが認められる以上、同君が前述のように消極的な態度をおとりになつたといひまして

も、これを理由としてその指定を免除することはできないのであります。といふことは、ただいま申し上げた通りであります。のみならず、松本氏の指定に對して、松本氏が水平運動の有力者である、この有力者を指定することには政治上いさ／＼な影響があるから、これを考慮する方がよいといふお話も各方面からあつたのであります。しかしながら、その人の政治上の背景、その人の政治上の勢力といふものを考えましてこの追放を左右するがごときことになりますれば、國民の中に差別をいたすものであります。と、うてい公正な追放の適用はできないのであります。すから、たゞいかなる御勢力があまりにならうとも、斷固これを追放するよりほかいたしかたがなかつたのであります。

かようなわけで松本さんが追放されたのは事實でありまして、いかにもお氣の毒な点もございしますが、やむを得ざることを御承知を願わなければならぬのであります。また、松本さんは追放を要しない、これは非該当とするといふような記事が、昨年の九月初めに新聞に現れておつた。これは非該当にきまつたのである、こゝういふお話でありますけれども、それは新聞の記事でありまして、私はその記事に左右されるわけには参りません。私が法務総裁に就任いたしましたのは昨年十一月七日でありましたが、そのときは決して非該当と決定はしておりません。該當と決定するはかなき状態にあつたのであります。その後十分に調査をいたしましたので、關係方面ともよく慎重に協議を遂げました結果、該當せざる

を得ないという結論に到達したたのであります。それが十二月の十一日でありまして、その日に該当の決定を終結したのであります。ところが、ただちにこれを発表すべきであつたのであります。時あたかも総選挙が予想されておりました。そこで、総選挙を予想されておりました場合に、該当として松本氏を有力なる地位より奪い出すことは、社会党の勢力関係に大なる影響があると考えまして、(発言する者あり)これは総選挙に影響を及ぼすものと考えました結果、特に考慮いたしまして、選挙の終了を待ちまして、選挙が終了した後に発表をいたしましたのであります。これが、昨年の決定が延びまして今年一月二十五日に発表になつたゆゑんであります。

それから訴願委員会のお話がございますが、ただいま松本氏は、訴願委員会に訴願を提起しておられます。訴願委員会は慎重に考慮いたしまして公正なる結論を出すと思ひます。もし訴願委員会の結論が正しく出ますならば、政府はむしろその結論に従うにやぶさかなるものではございません。

(拍手)
○田中總之進君 簡単にすから自席から、法務総裁の御答弁になりまして……

○議長(幣原喜重郎君) まだ許可いたしておりません。田中君、発言をまだ許可いたしておりません。——あらためて許可いたします。

○田中總之進君 法務総裁の御答弁の根拠は、おそらく法務廳特務局の調査書に基いてのことかと思ひのであります。すが、まづ戦時中の特高機事の調査と同じような口調をわれ／＼拜見

いたしまして、きわめて遺憾に存するのであります。その点については、参議院におけるあなたの御答弁と法務廳で明らかになつておる事実との間にも時間的な食い違い等があつて、あらためて法務廳においても審査していただかなければならない部分が多々あると思ひのであります。従ひまして、ただちに追放せられておる。当時の特高関係のいろいろな記録等にもみよられてやるといふことではなくて、現在生き残つておる者は、そうした者も証人等に喚問いたしまして、調査について遺憾なきを期してもらいたいといふことを重ねてお願い申し上げます。私の質問を打ち切ります。

國稅徵收方法に關する緊急質問
(中西伊之助君提出)
○議長(幣原喜重郎君) 次は國稅徵收方法に關する緊急質問を許可いたします。中西伊之助君。

(中西伊之助君登壇)
○中西伊之助君 私は、日本共産党を代表いたしまして、國稅徵收方法に關する緊急質問を吉田首相、大藏大臣及び法務總裁にいたしたいと思ひます。この問題は、今二十三年度の確定、更正決定の國稅が強力に徵收されてゐるのであります。その中で、そうした不當なる大衆課税を押しつけられたところの國民大衆は、今塗炭の苦しみをしております。私は、これは單に共産党のみの問題ではなく、その他の各党の同僚諸君も十分に御関心を持たれ、しかもわれ／＼と意見はおそらく一致することと存じます。

質問の條項といたしまして、時間がございませぬので、ほんのアウト・ライ

ンにすぎないのであります。第一に、吉田總理大臣に對して反稅といふ意義を聞いてみたいと思ひのであります。最近考査委員會が國會に設置せられました。その提案者の説明の中には、盛んに反稅といふ言葉が入つております。また、昨日新聞記者に會見された吉田首相は、やはり共産黨の反稅闘争といふことを盛んに力説しておられる。

反稅とはどういふ意味であるか。おそらくこれは、字義の上で解釈いたしますれば税金に反對するといふ意味のごとくとられるのであります。しかしながら、今この不當なる更正決定に對して異議を申請し、再審査を要求してゐるところの民衆、納稅者は、斷じて納稅に反對してゐるのではないのであります。不當なる課税に對して反對してゐるのである。(拍手)それを、いかに共産黨を中心とするところの、この國民の憤みを取上げて闘つてゐるところの政黨に對して、反稅闘争をしてゐる、すなわち國民の義務を怠つて——憲法の條章に從つてわれ／＼は納稅の義務を有することはあたりまえである。ところが、不當なる課税に對しては斷固反對しなくてはならないのであります。が、しかしこれに對して、税金に全面的に反對してゐるのか、ごときデマを飛ばしつゝあるといふことは、実に不都合千万であると思ひのであります。(拍手)そのために、特に多數をたのんで考査委員會のごとき委員會を通過せしめた反民主主義的な吉田内閣を、われ／＼はあくまでも糾弾せざるを得ないのであります。(拍手)

第二に、はなはだしい違法あるいは不當もしくは残忍冷酷なる徵稅方法を

とつて、實に人道を無視し、民主主義を無視し、人情を無視し、あらゆる惡辣手段を用いて差押え、あるいは税金を取立てておりますが、しかしながら、私はそうした末端の稅務官吏にのみ攻撃をもつて行くものではない。そうした不當なるところの大衆課税を課せられ、それをどうしても執行しなければならぬといふ氣の毒なる稅務官吏諸君に對しては、満腔の同情を惜しまないものであります。しかしながら、一方そうした不法なるところの税金の取立てに對しては、われ／＼は斷々固として反對せざるを得ないのであります。その一例として申し上げます。

民自覺の諸君もここにおいでになります。が、あなたの方の大阪市会では、民自覺さえも適正課税をしなればならぬといふことを超黨派で決議をしております。(あたりまえじやないか)と呼ぶ者あり)われ／＼はそれを叫んでゐるのである。このことを言つてゐるのである。反稅ではないのである。

まずこの確定、更正決定に對して異議を申立てる、すなわち再審査を要求いたしますと、この再審査証書はどこに行つてゐるかとお申しますと、末端の稅務署のひきだしに入り込んでいて、これを決して再審査しない。そして督促を盛んに發して、おいて最後には差押えをする。これに對して、むしろ末端の稅務署を不信として、その上級機關であるところの地方財務局に要求するのであります。が、この納稅者の權利を蹂躪し、その末端の稅務署において、たな上げにしてしまつてゐる。はなはだしいに至りますと、警察署へそういうものを持つて行く。何のため

に持つて行くのか。すなわち稅務代理士法違反であります。後に述べますが、稅務代理士法違反といふ不當なる彈圧を加え、そのために、警察へそういうふうなものを持つて行く。むしろ憲法違反であります。稅務法の違反でもあるのであります。

しかも、その申請再調査をし次第、その間に実に不都合千万なることに、日歩二十銭の高利をとるのであります。延滞利子をとる。あなたの方はやはり納稅者の一人で、その有權者の中に悩んでゐる人がたくさんあるのであります。が、われ／＼のこの主張に對して、何人が反對することができません。か。日歩二十銭——政府はいつごろから高利貸になつたのであります。か。(拍手)こういふふうにして日歩二十銭をとるために、何万という万台になります。と、二十銭の日歩は莫大なものである。でありますから、更正決定をし、審査をして少しぐらい減額されても、この日歩のためにその方が多くなるといふ事態がたゞさんある。これは要するに審査を拒否するものである。罰金である。苛酷なるところの稅の徵收法をやつてゐる。すなわち吉田内閣はそういう苛酷なことをやつてゐるということについて、大藏大臣はいかにその責任を感じるものであります。か。これに對して稅法の改正をしないかどうかといふことを答えてもらひたい。

(拍手)
さらに稅務代理士法の違反といふこととあります。が、この稅務代理士といふものを教の上から申しますと、ほとんど納稅人口二万五、六千人に對して一人しかいない。これは数がちやん

と上つておられますが、ひとつこれを答弁してもらいたい。一体税務代理士が全国に何人おるか。農村の方に参りますと、あの更正決定に対するところの申告という文書を見ますと、繁文縟礼で、お百姓なんかわからない。われ／＼だつてわからない。そういうものを税務署から押しつける。これはどこに何を書いてよいのかわからない。そういう場合に、税務代理士がいなかの方でどこにおるかかわらないという場合に、その土地の物知り、あるいは政党、あるいはその他の人に、これはどういうふう書いてやるものかというくらいのことを探ねるのは、あたりまえのことである。当然である。おそらく民自党の諸君も、こういうことを頼まれておられるに違いない。しかるに、それが税務代理士法違反とは何であるか。大阪のごときは、検事はめちやくちやなことを言つておる。要するに、もう時間がありまから省略いたしますが、二万五千人に一人ぐらいしか税務代理士はいない。でありますから、これを何とかだれかに頼んで読んでもらつて、事務を処理してもらふという事は、これはむしろ日本人の人情として当然であります。

者もありましますし、農民もありましますが、その人たちは仕事ができないので、二日も三日もやつて来ておる。しまいに、電車賃が高いから歩いて来ておる人がある。

○議長(幣原重正郎君) 中西君、時間が来ましたから簡単に願います。

○中西伊之助君(続) 簡単にやりまして。——そうしたことに対して大蔵大臣の責任を聞きたい。なんとこれに對してお答えになるか。何もかも税務代理士法違反といつて検挙をされるところの法務総裁にもお答えを願いたい。そうした、實際上われ／＼國民大衆の利益を裏切り、人権を蹂躪し、あらゆる残虐な暴圧法をこの國稅徴收の手段の上に加へられておるといふことは、われ／＼が断じて許し得ないところでありまします。どうぞ、そういう点について明確なる御答弁を願いたいと存じます。(拍手)

○政府委員(中野武雄君登壇) 大蔵大臣はただいま予算會議に行つておりますので、政務次官がかわりまして答弁いたします。

○國務大臣(殖田俊吉君) 中西さんの御質問にお答えいたします。税務代理士法に申します税務の相談に應ずることを業とするお申し込みは、これを反復継続するといふことをもつて足るのであります。あえて営利でやるといふことを必要としないのであります。従つて、この税務代理士法に違反します場合には、やむを得ず検挙をいたしておるのであります。

○政府委員(中野武雄君登壇) 民間企業における賃金不拂に関する緊急質問(前田種男君提出)

○議長(幣原重正郎君) 次には民間企業における賃金不拂に関する緊急質問を許可いたします。前田種男君。

○前田種男君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、民間企業における賃金の不拂い、遅拂いに対する政府当局の所信をただしたいと思ひます。

○前田種男君 昨今全国的に賃金の遅拂い、不拂いが蔓延しつつあるのでございます。今日の状態のもとにおきますならば、日本の経済的再建は不可能だと断定せざるを得ない現状に置かれておるのでございませう。この原因は、終戦直後におけるところの経済界の建直し、あるいは企業家その他各方面の認識の不足、あるいはその後に來るところのいろいろのなやまやまの原因があるうとは考えますが、私は、今そうした原因を論及しようとは考えません。今日現実の問題として、業界におきましても経済界におきましても國民生活を極度に脅かしておりますところの賃金支拂いの問題につき以下申し上げまして、總理大臣以下各関係閣僚の親切な御答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(中野武雄君登壇) 大蔵大臣はただいま予算會議に行つておりますので、政務次官がかわりまして答弁いたします。

○國務大臣(殖田俊吉君) 中西さんの御質問にお答えいたします。税務代理士法に申します税務の相談に應ずることを業とするお申し込みは、これを反復継続するといふことをもつて足るのであります。あえて営利でやるといふことを必要としないのであります。従つて、この税務代理士法に違反します場合には、やむを得ず検挙をいたしておるのであります。

○政府委員(中野武雄君登壇) 民間企業における賃金不拂に関する緊急質問(前田種男君提出)

○議長(幣原重正郎君) 次には民間企業における賃金不拂に関する緊急質問を許可いたします。前田種男君。

○前田種男君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、民間企業における賃金の不拂い、遅拂いに対する政府当局の所信をただしたいと思ひます。

○前田種男君 昨今全国的に賃金の遅拂い、不拂いが蔓延しつつあるのでございます。今日の状態のもとにおきますならば、日本の経済的再建は不可能だと断定せざるを得ない現状に置かれておるのでございませう。この原因は、終戦直後におけるところの経済界の建直し、あるいは企業家その他各方面の認識の不足、あるいはその後に來るところのいろいろのなやまやまの原因があるうとは考えますが、私は、今そうした原因を論及しようとは考えません。今日現実の問題として、業界におきましても経済界におきましても國民生活を極度に脅かしておりますところの賃金支拂いの問題につき以下申し上げまして、總理大臣以下各関係閣僚の親切な御答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(中野武雄君登壇) 大蔵大臣はただいま予算會議に行つておりますので、政務次官がかわりまして答弁いたします。

○國務大臣(殖田俊吉君) 中西さんの御質問にお答えいたします。税務代理士法に申します税務の相談に應ずることを業とするお申し込みは、これを反復継続するといふことをもつて足るのであります。あえて営利でやるといふことを必要としないのであります。従つて、この税務代理士法に違反します場合には、やむを得ず検挙をいたしておるのであります。

○政府委員(中野武雄君登壇) 民間企業における賃金不拂に関する緊急質問(前田種男君提出)

○議長(幣原重正郎君) 次には民間企業における賃金不拂に関する緊急質問を許可いたします。前田種男君。

○前田種男君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、民間企業における賃金の不拂い、遅拂いに対する政府当局の所信をただしたいと思ひます。

○前田種男君 昨今全国的に賃金の遅拂い、不拂いが蔓延しつつあるのでございます。今日の状態のもとにおきますならば、日本の経済的再建は不可能だと断定せざるを得ない現状に置かれておるのでございませう。この原因は、終戦直後におけるところの経済界の建直し、あるいは企業家その他各方面の認識の不足、あるいはその後に來るところのいろいろのなやまやまの原因があるうとは考えますが、私は、今そうした原因を論及しようとは考えません。今日現実の問題として、業界におきましても経済界におきましても國民生活を極度に脅かしておりますところの賃金支拂いの問題につき以下申し上げまして、總理大臣以下各関係閣僚の親切な御答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(中野武雄君登壇) 大蔵大臣はただいま予算會議に行つておりますので、政務次官がかわりまして答弁いたします。

○國務大臣(殖田俊吉君) 中西さんの御質問にお答えいたします。税務代理士法に申します税務の相談に應ずることを業とするお申し込みは、これを反復継続するといふことをもつて足るのであります。あえて営利でやるといふことを必要としないのであります。従つて、この税務代理士法に違反します場合には、やむを得ず検挙をいたしておるのであります。

○政府委員(中野武雄君登壇) 民間企業における賃金不拂に関する緊急質問(前田種男君提出)

○議長(幣原重正郎君) 次には民間企業における賃金不拂に関する緊急質問を許可いたします。前田種男君。

○前田種男君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、民間企業における賃金の不拂い、遅拂いに対する政府当局の所信をただしたいと思ひます。

○前田種男君 昨今全国的に賃金の遅拂い、不拂いが蔓延しつつあるのでございます。今日の状態のもとにおきますならば、日本の経済的再建は不可能だと断定せざるを得ない現状に置かれておるのでございませう。この原因は、終戦直後におけるところの経済界の建直し、あるいは企業家その他各方面の認識の不足、あるいはその後に來るところのいろいろのなやまやまの原因があるうとは考えますが、私は、今そうした原因を論及しようとは考えません。今日現実の問題として、業界におきましても経済界におきましても國民生活を極度に脅かしておりますところの賃金支拂いの問題につき以下申し上げまして、總理大臣以下各関係閣僚の親切な御答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(中野武雄君登壇) 大蔵大臣はただいま予算會議に行つておりますので、政務次官がかわりまして答弁いたします。

○國務大臣(殖田俊吉君) 中西さんの御質問にお答えいたします。税務代理士法に申します税務の相談に應ずることを業とするお申し込みは、これを反復継続するといふことをもつて足るのであります。あえて営利でやるといふことを必要としないのであります。従つて、この税務代理士法に違反します場合には、やむを得ず検挙をいたしておるのであります。

○政府委員(中野武雄君登壇) 民間企業における賃金不拂に関する緊急質問(前田種男君提出)

○議長(幣原重正郎君) 次には民間企業における賃金不拂に関する緊急質問を許可いたします。前田種男君。

○前田種男君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、民間企業における賃金の不拂い、遅拂いに対する政府当局の所信をただしたいと思ひます。

○前田種男君 昨今全国的に賃金の遅拂い、不拂いが蔓延しつつあるのでございます。今日の状態のもとにおきますならば、日本の経済的再建は不可能だと断定せざるを得ない現状に置かれておるのでございませう。この原因は、終戦直後におけるところの経済界の建直し、あるいは企業家その他各方面の認識の不足、あるいはその後に來るところのいろいろのなやまやまの原因があるうとは考えますが、私は、今そうした原因を論及しようとは考えません。今日現実の問題として、業界におきましても経済界におきましても國民生活を極度に脅かしておりますところの賃金支拂いの問題につき以下申し上げまして、總理大臣以下各関係閣僚の親切な御答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(中野武雄君登壇) 大蔵大臣はただいま予算會議に行つておりますので、政務次官がかわりまして答弁いたします。

○國務大臣(殖田俊吉君) 中西さんの御質問にお答えいたします。税務代理士法に申します税務の相談に應ずることを業とするお申し込みは、これを反復継続するといふことをもつて足るのであります。あえて営利でやるといふことを必要としないのであります。従つて、この税務代理士法に違反します場合には、やむを得ず検挙をいたしておるのであります。

○政府委員(中野武雄君登壇) 民間企業における賃金不拂に関する緊急質問(前田種男君提出)

○議長(幣原重正郎君) 次には民間企業における賃金不拂に関する緊急質問を許可いたします。前田種男君。

○前田種男君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、民間企業における賃金の不拂い、遅拂いに対する政府当局の所信をただしたいと思ひます。

○前田種男君 昨今全国的に賃金の遅拂い、不拂いが蔓延しつつあるのでございます。今日の状態のもとにおきますならば、日本の経済的再建は不可能だと断定せざるを得ない現状に置かれておるのでございませう。この原因は、終戦直後におけるところの経済界の建直し、あるいは企業家その他各方面の認識の不足、あるいはその後に來るところのいろいろのなやまやまの原因があるうとは考えますが、私は、今そうした原因を論及しようとは考えません。今日現実の問題として、業界におきましても経済界におきましても國民生活を極度に脅かしておりますところの賃金支拂いの問題につき以下申し上げまして、總理大臣以下各関係閣僚の親切な御答弁を求めたいと思ひます。

さらに、大口の発注者でありますところの政府当局のそれ／＼の企業、運輸省、通信省あるいは建設省その他進駐軍関係等でございますが、そうした大口の企業が、政府支拂い遅延のために、今日民間企業は業極度に困つておるのでございます。しかも政府当局は、あるいは二十四年度の予算が成立いたしますならば支拂いがスムーズに行くといい答弁をされるかわかりませんが、二十四年度の予算が成立することによつて完全に政府支拂いが遅滞なく解消するかどうかという見通しについて明確なる答弁を求める次第でございます。さらに、今日賃金不拂いが相当続いておりますところの企業がございしますが、こうした企業に対するところの特別の金融の措置を講ずる意思があるかどうかという点につきましても大蔵大臣の答弁を求めておきたいと考えます。

さらにもう一つは、今日賃金の不拂い、遅拂いが行われておりますところのそれ／＼の企業に對しまして、税金が第一だといふことによつて、賃金が拂えないのにもかかわらず、現実に税金を差押えておるといふ方法が行われつつあるのでございます。私は、労働大衆の生活を守り、法の上において確保されておりますところの賃金を拂わなくて、税金を第一主義的にとらうとするこの態度に對して反省を求めると同時に、大蔵大臣の善処を要望して答弁を求めたいと思ひます。

その次に商工大臣にお尋ね申したい点は、今申し上げましたような金融的措置から來るところの二十四年度の生

産目録は、一般産業の部門においても、石炭四千二百万トンの達成の面から行きては、たゞて確保できるかどうかといふ点につきまして、産業行政を担当する商工大臣の明確なる答弁を求めたいと考へます。これは言までもなく、今日四苦八苦して企業を盛り立てて行きますところの全國民が、政府の所信を聞こうとするところの熱望から、特にこの点は行政担当大臣でありますところの商工大臣の所信を承つておきたいと考へます。

さらに私は、労働大臣、法務総裁に對しまして、相關する問題がございしますから、それ、兩者から答弁を願ひたいと思ひますことは、貸金の支拂いは今日法の上において確保されておるのでございします。しかし、今日全國民的に見ますならば、特に悪質な企業家の中におきましては、貸金の支拂いを故意に延期しておるといふことも、多く事実の上に現れておるのでございします。さらにまた、今日政府が支拂いをしないから、民間が政府を見習つて貸金の支拂いを延期してもさしつかえないというふうな状態のもとに置かれておる所もあるのでもございします。私は、法務廳の立場から、労働省の立場から、貸金不拂い、遅拂いに対していかなる処置をとられるかということについて、明確なる答弁を願つておきたいと考へます。

さらに、貸金の遅拂い、不拂いから参りますところの工場、事業場内におけるいゝな犯罪事件が今日増加しつつあるのでございします。これは私は、今後におけるところの社会問題としてもゆゆしき問題だと考へます。貸金が拂えない、貸金がもらえないといふこと、

うことから、いゝな点で姑息な手段を講じて、心ならずも悪いことをせなくてはならないといふこの動向は、今後に及ぼすところの影響が大であらうと私は考へます。こうした問題等に対しまして、労働省、法務廳は一体どういふ態度をとられようとしておられるか、その内容を明確に示してもらいたいと考へます。

さらに労働大臣にお尋ね申し上げたい点は、今後生産再建のために、あるいは民衆的な日本産業の建直しのために國民的協力をなさなくてはならないときに、しかも貸金の問題を中心にして労働の紛争は全國民的に蔓延しつつあるのでございします。この問題に對して、労働行政の立場から労働関係の問題をどう処理しようとするか、この点について、明確に鈴木労働行政の内容を明らかに示してもらいたいと考へます。

最後に、総理大臣が不在でございしますから副総理に代表して御答弁を願ひたい問題は、今申し上げましたところの問題を総合いたしますならば、今日の社会的秩序維持のため、あるいは國民生活が極度に困つておりますところの今日の現状から申しまして、一体國民生活の確保をいかにしようして政府はなそうとされるかといふ根本的な方針、さらに思想的な見地から、あるいは労働の紛争がいやが上にも激化しようとするところの今日の現状に對しまして、総理大臣としていかような対策を持つておられるかといふ点について総合的な御答弁を願つておきたいと考へます。

さらに、もし貸金の不拂いが続くといひますならば、その不拂いの続き

ますところの期間内における主食の配給を、前渡あるいは掛賣り制度において確保してやるといふ用意があるかどうか。さらに生活保護法を適用してやるところの意思があるかどうかといふ点についても、あらためてお尋ねしておきたいと考へます。

さらに私が最後に総理大臣にお聞きしたい問題は、今日こうした問題が起つて来ておりますところのこの現状を見ますならば、今までは、きまつたところの期限に支拂いをしてないことは、そのメーカーの信用問題になつておつたのでございしますが、今日では、支拂いをしてないことがあたりまえだといふような常識になつて来ておるのでございします。政府に對して右へならえをいたしまして、支拂いをしてないことが当然だといふような動向になりつつありますところのこの現状において、はたして日本の経済の再建ができるかどうかといふ点について、根本的な方針を承つておきたいと考へます。労働大衆は、一箇月まともに働いて、きまつた給料を完全に受取ることができなくても生活ができて得ないのが、今日の現状でございします。しかも労働大衆は、一箇月皆勤しても給料がもらえない。しかも、吉田総理大臣はどうでございましょう。二月十一日の総理の指名の翌日から三月三十一日まで、一べんも國會に出て来ておりません。しかも歳費はもらへるのでございします。労働大衆は一箇月皆勤しても給料はもらえない。吉田さんは五十日も國會に出て来なくとも歳費がもらへるといふ今日の現状は、皆さん、世の中はこれだけでいいでありましょうか。(拍手)これで思想の善導も道義の向上もはたして

てできるでありましょうか。私は、爲政者がもつと今日の深刻な社会情勢を達観して、率先して國民の範になり得るところの行動をとらなくてはならないことを要するものでございします。以上をもつて私の質問の結論といたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 前田君に對する答弁は、次に質疑せらるべき春日君に對する答弁と一緒に願うことといたします。

貸金未拂問題に関する緊急質問 (春日正一君提出)

○議長(幣原喜重郎君) 次の質問に移ります。貸金未拂問題に関する緊急質問を許可いたします。春日正一君。

(春日正一君登壇)

○春日正一君 共産党を代表しまして、貸金の未拂い、俗に遅配といわれておる問題について質問いたします。たゞいま前田君から大体のところは質問されたので、なるべく重複しないように質問したいと思ひます。その点、前田君の質問の條項は私も質問したいところであつたといふ点を含んで御答弁願ひたいと思ひます。(そんな緊急質問があるか)と呼ぶ者あり非常にこの問題は緊急な問題であります。

最近の遅配の状況は月とともにひどくなつて来てまして、二月までは何とか五回、六回分割拂いで拂えておつたものが、三月以降見込みなしという状態が非常に多くなつております。特に鉄鋼関係、通信機、あるいは化学、炭鉱、こゝろ部門にわたつて非常にひどい。どんな状態になつておるかといふことは、全電工の東京支部に属する三十二の分会について見ましても、遅拂

いのないものがたつた三つしかない。遅拂いのない工場を探すのに骨が折れるという状態になつておるのであります。しかも、これに對して資本家に交渉しまして、あるいはいゝな役所に交渉しまして、まあそのうちにといふようなことをやつておるのでありますけれども、労働者にとつては、今晚の飯の問題、あしたの飯の問題、非常に緊急の問題であります。諸君は、幸ひこれらの人々の税金によつて、歳費を遅配なしにもらつておりますけれども、どうか眞剣に聞いていただききたいと思ひます。

そこで、第一にお聞きしたいことは、この遅配というものが昨年の九月ごろからひどくなりまして、十月、十一月、月とともにひどくなつて来ております。これは労働省の発表によりまして、そういう傾向がはつきり出ております。しかし、これに對して基準法一十四條による監督というものが、ごく最近までなされてなかつたということが事実であります。労働省は、こゝろ事実の発生に對して、今までなぜ適切な処置をとらなかつたか。この点、労働大臣にただしたいと思ひます。

第二点、三月十一日になりまして、基準局長は、貸金の遅拂い工場に對して、使用者が貸金の借入れに努力しなかつた場合、あるいは貸金以外のものに先に拂つたような場合、これは摘発するといふ通牒を出しておりますけれども、しかし実際に事業者の立場に立つて見ますと、いかに資金の借入れに努力しても、大體政府の方針として、資金は締めつけて貸せないといつておる。いくら資金を借りようとしても借りられない。あるいは、先ほど前田君も言

つた通り、政府が未拂いをしておるといふために拂い得ないとするならば、こういう場合に労働大臣は、この基準法二十四條は放つておいて、まあしかたがないから労働者泣き寝入りしろ、飯を食わないでもいいというのかどうか、この点を質問したい。

第三の点は、先ほど前田君も言いました税金の問題でありますけれども、こういう事実がある。政府に対して品物を納めて、七百万円拂つてもらえない。従業員に給料を拂うために八百万円くめんして来た。そうしたら税務署の方で、この八百万円は税金によこせといつて、とつてしまつた。政府が七百万円拂えば問題ではないのだ。ところが拂わないでいて、同じ政府の税務署というものは、片方これをとつて行つてしまふということができておる。これは明らかに政府の内部が分裂し、混乱し、矛盾を起しておるといふことになる。同じ政府で、片方は拂わないで、片方はとつて行く。そうして、その政府の内部の混乱の犠牲者として、労働者が給料をもらえない。ここへおちついて来るという状態になつておる。こういう場合に、当然政府が拂つてないのだから、給料に拂うべきものを税金として押えるというよりなことはやるべきでないと思う。この点、大蔵大臣はどう考えられるか、御質問したいと思ひます。

最後にひとつ聞きたい点は、炭鉱あるいは運輸省、こういう関係の未拂いが非常に多くて、これも運輸省のおそらく最大の原因になつておると思う。たとえば運輸省関係だけでも、私ども聞いておるところによりますと、車輛

ボデー、こういうものだけで二十三年度分三億九千万円、部品を入れると八億七千万円、運輸省関係全部で四十五億、このくらゐな未拂いがあると云われておる。こういう未拂いを出しておる。そうして、そのために遅拂いが来る。そこで考えてもらいたいことは、失業者には失業保険法がある。生活の困窮者、無能者には生活保護法がある。そして何とか多少でももらえるのだけれども、まじめに働いておるがために給料がもらえない、配給物も買えないという事実がある。これは非常に矛盾したところだと思ふ。ばかげた話だと思ふ。この國會で、先日、炭鉱が炭鉱主の責任によらない損害をこうむつたから百四十四億補償してやるといふようなことが通つたことを私は覚えておる。それと同じ論法で行くならば、今日通信機検査規程の改正だとか、あるいは運輸省の未拂いとか、政府の金融引締め、こういう政策によつて賃金の未拂いが起る。そのために非常に大きな損害を労働者は受けておる。

先日の労働委員会での答弁を聞きまして、賃金というものは未拂いになつておつても、半年先に行つても拂えば元のようになると言つておるけれども、決して元のようににはならないと思ふ。半年間物を賣つたり借金をしたりして食いつないで来て、半年先に、かりにまともな拂つてもらつたとしたとしたところで、借金して頭を下げて来たその屈辱というものは、あるいは賣り拂つたしろ／＼な家財道具、こういうものは、はたして取返せるかどうか。しかも、そんな悠長な問題では現在ない。非常に廣い範囲に行かれておるた

めに、下丸子の近辺を調べただけでも、あそここの當團の支所長の談によりますと、千四百世帯のうち四十ないし五十世帯は配給物がとれないと言つておる。あの辺の炭屋の状態を聞いて見ると、二月分では、炭の配給は三分の一辭退しておると言つておる。事態がこままで行き詰まつておる。従つて、運輸大臣あるいは商工大臣、そうした関係大臣が、この問題を解決するため現在どういふ見通しを持つておるか、今まで何をやつて来たか、これを聞きたい。

同時に、政府の全部の責任者としての副総理にお聞きしたいが、各省に聞いてみますと、労働省でも商工省でも運輸省でも、お互いにおつつけつておつて、問題が一つも解決してない。そういう状態にあるからお聞きしたいのだけれども、國民を生かすというところは、憲法二十五條により生きる權利をきめられておる以上、その憲法の條文によつてできておる政府である以上、國民を生かす責任があると思ふ。そうとするならば、現在配給物もとれない状態、悲惨な状態の中に置かれておるこの労働者に対して、この遅拂いの問題に対して、先ほど前田君も言われましたけれども、配給物は金がないから買えないのじやなくて、働いた金は会社で預けてある、会社は政府に預けておる、こういう関係になつておるものは、当然基準局の遅配証明とか、そういうものによつて引取れるような処置を講じてやるべきではないか、この点をお聞きしたい。

以上、質問を終わります。

〔國務大臣林義治君登壇〕

○國務大臣(林義治君) 前田議員の御質問に対してお答えいたします。

最近民間企業の中には賃金未拂いの事実がありまして、政府といたしましてもまことに遺憾に考へておるのであります。健全金融の建前は、今後といたしましてもやはり堅持して行く方針であります。従つて、これに起因いたします金融逼迫に対しましては、民間企業における経営の改善、合理化を推進いたしまして、生活を高めることによつて賃金未拂いの不幸な状態をできるだけ避けるように善処いたしたいと考えておるわけでありまして、なお政府といたしましては、政府の支拂いの意つておりますものは、なるべくすみやかに支拂いをいたすように処置をいたしたいと考えておるわけでありまして、それから、経済安定九原則の勵行、特に企業三原則の履行に伴ひまして非能率企業が打撃を受けることは予期されるところであります。政府といたしましては、企業の大小の別を問はず、能率のよい、優良製品を生産する優秀なる企業が打撃を受けるがごとき施策は絶対に行わない決意でありまして、賃金の不拂いの打開の道は、主として労資の協力と奮起に期待をいたしたいと考える次第であります。

質問に対してお答えいたします。

最近民間企業の中には賃金未拂いの事実がありまして、政府といたしましてもまことに遺憾に考へておるのであります。健全金融の建前は、今後といたしましてもやはり堅持して行く方針であります。従つて、これに起因いたします金融逼迫に対しましては、民間企業における経営の改善、合理化を推進いたしまして、生活を高めることによつて賃金未拂いの不幸な状態をできるだけ避けるように善処いたしたいと考えておるわけでありまして、なお政府といたしましては、政府の支拂いの意つておりますものは、なるべくすみやかに支拂いをいたすように処置をいたしたいと考えておるわけでありまして、それから、経済安定九原則の勵行、特に企業三原則の履行に伴ひまして非能率企業が打撃を受けることは予期されるところであります。政府といたしましては、企業の大小の別を問はず、能率のよい、優良製品を生産する優秀なる企業が打撃を受けるがごとき施策は絶対に行わない決意でありまして、賃金の不拂いの打開の道は、主として労資の協力と奮起に期待をいたしたいと考える次第であります。

なお、政府が支拂わぬから会社が支拂わぬというふうな話であります。政府におきましては、政府の支拂いは今後一日も早くこれは遂行いたしますように促進をいたしたいと考えておるわけでありまして、以上をもつてお答えいたします。

〔拍手〕

〔國務大臣小澤佐重喜君登壇〕

○國務大臣(小澤佐重喜君) 前田君にお答えいたします。

政府支拂いの遅延がいわゆる産業資金を非常に圧迫いたしまして、ひいては賃金の不拂い等を生じ、これが生産の増強を阻害するといふことは、まづた前田君御指摘の通りであります。従つて政府といたしましては、組閣当初より極力この点につきまして十分の留意を拂いました。わが通通信省といたしましては、大体二十三年度の予算で通信機ほか数種の物品を約百十一億四購買いたしております。その支拂い方法であります。ただいま申し上げましたように、政府が特に嚴重に支拂いを促進するといふ方向に向つております

ので、最近におきましては、物品が納入されまして検収後、その当日もしくは二日目、いくばく遅れても三日以上遅延はいたしていません。従つて、通信省に関する限り一銭、半厘も延滞がないというのを御了承願ひたいのであります。(拍手)

ただ念のために申し上げておきたいのであります。つまり初年度におきましては、いわゆる生産者に対しては、商工省から一つの生産の指定をいたします。ところが、昨年度の生産指定は、ちょうど途中で物價の騰貴があり、貨金の上昇がありましたから、この指定額だけの発注はいたさなかつたのであります。これが大よそ通信省では十三億あります。十三億ありますのがゆえに、生産者側におきましては当然発注があるものと予想して資材を購入し、あるいは生産の準備にかかつたという点がありますので、現実におきましては、会社の生産の内容は非常に困つておるのではありませんが、これに対しては、特に通信省といたしまして融資の方途をみつせんいたしまして、相当額関係会社へ融資をいたしておるような現状であります。さらに予算外庫負担の契約となるべき発注であります。これは約六億ございまして、この注文品のうちでは若干納入されたものもございまして。しかし、これは御承知の通り昭和二十四年度の予算で支拂うというのを最初から生産者が承諾の上で納入をいたしておりますから、二十四年度の予算が皆さんの御審議を願つて成立をいたしますれば、その日にお支拂いをいたすつもりであります。(拍手)

〔國務大臣鈴木正文君登壇〕

○國務大臣(鈴木正文君) 前田議員及び春日議員の御質問のうち、労働省に關係のある範圍についてお答え申し上げます。

労働省といたしましては、賃金の債務はあらゆる債務に優先する、労働者諸君の唯一の生活の給源であり、従つてあらゆる債務に優先するところの債務であるという一線は、かたく堅持しておるものであります。この方針は、將來ともかわるはずはないのであります。それから基準法との關係でありますけれども、この賃金優先の鉄則を破つて他の方に支拂いをしてしまつて、そして賃金が支拂えないとか、あるいは当然なすべき努力を何らなさずして賃金が支拂われないというような場合に、おきましては、基準法の二十四條違反としてこれを取扱つという方針も、最近通牒によりまして、全國の都道府縣の基準局長にあててその方針を徹底したのであります。この方針によりまして、すでに東京基準局は活動をただちに開始いたしまして——もちろん法をもつてたまたまに罪人をつくるのが目的ではなく、賃金を支拂わしめるのが目的でありますから、その努力は続けました。その結果は、沖電氣その他大きな教社におきましては、二月までの支拂いは完成した。しかし、あらゆる勧奨をも顧慮せずに、依然として賃金支拂いに対して何らの努力の跡が見られないというような会社に対しましては、最近これを送検したという事実もあるものであります。今後におきましても、この方針は堅持して行くはずであります。

ただ賃金自体の問題は、先ほどから御質問にも現れましたように、根本的には財政の問題その他の問題とのつながりがありまして、これにつきましても、なお關係の各大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣堀田俊吉君登壇〕

○國務大臣(堀田俊吉君) 前田さんのお尋ねにお答えいたします。賃金不拂いの問題に対しましては、先月でありましたが、検査局長より声明をいたされたのであります。賃金不拂いに対する罰則を厳重に適用するように全國の檢察廳に對しまして通告をいたしたのであります。右の声明がありまして後、企業者におきましては相當の反省をいたしたと見えまして、賃金不拂いの問題はやや漸減の傾向になつたようでありまして、もちろん、これを改めさせん者につきましては、目下労働基準監督官と協力いたしまして、地方檢察廳におきまして鋭意捜査中でございます。またこの方針は、單に賃金不拂いのみにとどまりません、その他労働基準法所定の各般の規定につきまして同様に厳正な態度をもつて臨むつもりであります。(拍手)

〔國務大臣大屋晋三君登壇〕

○國務大臣(大屋晋三君) 前田、春日両君の御指摘になりました事實は、遺憾ながら運輸省にあるのであります。すなわち、昨二十三年度におきまして、運輸省の買物の總代金が四百二十六億四千万あるのでありまして、そのうち車輛だとかあるいは部分品の一般物件が二百七十億、それからあと約百五十億、六億が石炭の買入れの代金であるのであります。しかるに、一般物件二百七十億の約七割に当りますと云ふ

億円が未拂いになつておるのであります。この未拂いの理由はそれ／＼あるものであります。ともかくも未拂いであるから、困つておる先に対しましては、ただちに支拂いをしていただくことを考へておると同時に、あとの分に対しましても、この四月と五月との二箇月でもつて全部借金を拂う覚悟でございます。それから、さう御了承を願ひます。(拍手)

〔政府委員中野武雄君登壇〕

○政府委員(中野武雄君) 石炭鑑査に對する復金よりの融資については、第四・四半期においては、經濟安本の資金配給計画によつて六十億を融資いたしたのであります。その実績は計画通りでありまして、政府は今日石炭鑑査の重要なことを知つておりますので、米國の援助資金の活用をはかり、この方向に對する融資については遺憾なきを期したいと思つております。

その次、企業金の詰りは政府支拂いの遅延に原因している点が非常に多いところにかんがみまして、政府は支拂いについてはできるだけ早く支拂うことにする考へております。それと同時に、政府の遅拂いの一大原因は法律百七十一号にあるのであります。これを一日も早く改正して、そして政府は支拂うようにする考へております。

〔政府委員有田二郎君登壇〕

○政府委員(有田二郎君) 商工大臣にかわりまして前田種男君、春日正一君の御質問にお答えいたします。第一点の石炭鑑査について、生産を継続的に維持するためには絶えず新しい生産の準備を続けて行かなければならぬのであります。まして増産を

かるためには、その準備を大規模にして行かねばならぬのであります。しかし、このような準備のために多額の設備資金を必要とするのであります。この資金の調達については、もちろんできるだけ企業者自身において調達をはからねばならないのでありますけれども、現状では、その大部分を融資に仰がねばならないと思ひます。従つて、もし融資が打切られるならば、本年度四千二百萬トンの出炭目標達成は困難となつて来るのではなかつたかと思ひます。従つて政府としては、このような事情から見て、必要な最小限度の金額は対日援助資金の見返り勘定よりの融資によつてまかなうことを考へ、その具体案を目下検討中であります。

第二点の、一般企業に對する融資圧縮等による賃金遅拂いについては、經濟九原則に基く融資の引締めは、日本經濟の安定と自立のためにインフレの収束を早期にはからねばならぬ以上やむを得ぬことと思ひます。ただ、一月以降の徴収強化の反面、政府支拂が遅延し、企業金の詰まりをさらに深刻にしているのはきつめて遺憾であつて、これが解決にはせつと努力したいと考へておるのであります。今後金融の引締めによつて、企業の不振、賃金不拂い等の社会、經濟的混乱が予想されるが、これについては万全の処置を講じたが、政府支拂いの促進等によつて未拂金を整理し、市中金融を円滑ならしめるよう努力するとともに、復金の存廢問題に關連して長期産業資金の確保には特に留意し、対日援助資金の活用による長期資金の確保について遺憾なきを期したいと存じておるのであります。

なお、企業三原則によつて赤字融資は現在認められないので、従つてこれらの問題を解決するためには企業合理化によるほかはないのであります。従つて政府は、極力この点について最善の努力を講ずる覚悟であります。(拍手)

○春日正一君 ただいまの御答弁によりまして、いろいろ承りましたけれども、かりに今の答弁がそのまゝやられたとしても、早く二月、三月先の問題であります。現在運配が起つておつて、きよあすの飯に困つていゝ労働者の生活の問題について林副総理にお聞きしたいのですが、その間政府は、これらの労働者に、かつてになさいという態度をとるかどうか、この点だけ御答弁願ひたい。(拍手)

〔國務大臣林義朗君答へ〕

○國務大臣(林義朗君) 先ほど申し上げた通りでありまして、労働者の問題につきましては、とくと考慮いたします。なお、政府の不拂ひの問題に對しましては一段と努力をいたしたいと考えます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 林 義朗君
臨時代理大臣 厚生 大 臣
國務大臣 殖田 俊吉君
農林大臣 森 幸太郎君
運輸大臣 大屋 晋三君
通信大臣 小澤 重喜君
労働大臣 鈴木 正文君
建設大臣 益谷 秀次君

國務大臣 樋貝 詮三君
國務大臣 本多 市郎君
國務大臣 山口喜久一郎君
出席政府委員
内閣官房次長 郡 祐一君
地方財政事務次官 堀 末治君
法務事務次官 山口 好一君
檢察長官 木内 會益君
法務廳事務官 吉河 光貞君
大藏事務次官 中野 武雄君
大藏事務官 河野 通一君
商工事務次官 有田 二郎君
運輸事務官 加賀山之雄君
通信事務官 肥爪 龜三君
労働事務官 賀來才二郎君
労働基準監督官 寺本 廣作君

〔朗讀を省略した報告〕

一、去る七日本院議長は、社会保障制度審議会設置法第五條の規定に基く同審議会の委員に次の五人を推薦し、その旨内閣に通知した。

任期二年 水谷 昇君
同 二年 大石 武一君
同 一年 青柳 一郎君
同 一年 福田 昌子君
同 二年 川崎 秀二君
一、去る七日幣原議長は、古田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(建設大臣官房 澁江 操一
長)建設事務官 武藤 勝彦
所長)建設技官 武藤 勝彦
一、去る七日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。

人事委員会
理事 山崎 繁芳君
文部委員会

理事 稻葉 修君
一、去る七日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

予算委員会
理事 圖司 安正君(理事東井三
代次君去る七日理事辭任
につきその補充)
一、去る七日議長において、次の通り
常任委員の辭任を許可した。

人事委員 逢澤 寛君
地方行政委員 宮腰 喜助君
大藏委員 北村徳太郎君
厚生委員 山崎 岩男君
通信委員 藤田 義光君
予算委員 東井三代次君
決算委員 奥村又十郎君
一、去る七日議長において、次の通り
常任委員の補充を指名した。

人事委員 山崎 岩男君
地方行政委員 藤田 義光君
大藏委員 宮腰 喜助君
厚生委員 北村徳太郎君
通信委員 山崎 岩男君
予算委員 藤田 義光君
決算委員 東井三代次君
奥村又十郎君

一、去る七日議長において、次の通り
特別委員を指名した。

地方行政委員 山崎 岩男君
大藏委員 藤田 義光君
厚生委員 北村徳太郎君
通信委員 山崎 岩男君
予算委員 藤田 義光君
決算委員 東井三代次君
奥村又十郎君

一、去る七日議長において、次の通り
特別委員を指名した。

人事委員 山崎 岩男君(理事逢澤寛
君去る七日委員辭任につ
きその補充)

一、去る七日議長において、次の通り常
任委員の辭任を許可した。

水産委員 佐竹 新市君
運輸委員 佐々木更三君
労働委員 山口シヅエ君
予算委員 青野 武一君
中野 四郎君
一、去る七日議長において、次の通り常
任委員の補充を指名した。

水産委員 山口シヅエ君
運輸委員 山崎 岩男君
労働委員 佐竹 新市君
予算委員 佐々木更三君
金子與重郎君
一、去る七日議長において、次の通り
特別委員を指名した。

特別委員 池田正之輔君
大橋 武夫君
栗山長次郎君
佐々木秀世君
高木 松吉君
田嶋 好文君
内藤 隆君
水田三喜男君
赤松 勇君
田方 廣文君
椎熊 三郎君
徳田 球一君
吉田 安君
浦口 鉄男君
玉井 祐吉君
一、去る七日議長において、次の通り

特別委員の辭任を許可した。

海外同胞引揚に関する特別委員
田島 ひで君 浦口 鉄男君
一、去る七日議長において、次の通り
特別委員の補充を指名した。

海外同胞引揚に関する特別委員
横田甚太郎君 小林 信一君
一、去る七日議長において、次の通り
特別委員の補充を指名した。

特別委員 鍛冶 良作君
理事 池田正之輔君 小玉 治行君
高橋 英吉君 辻 寛一君
猪俣 浩三君 小川 半次君
神山 茂夫君 吉田 安君
一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。